

令和7年6月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 (うち石油ストーブ(開放式)1件、カセットこんろ1件)

2件

- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故 該当案件なし
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 6件 (うちタブレット端末1件、USBケーブル1件、電子レンジ1件、 サーキュレーター1件、温水洗浄便座1件、 電気冷温風機(加湿機能付)1件)
- 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及 び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審 議を予定している案件 該当案件なし
 - 1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当: 荒木、別所、上田 電 話: 03(3507)9204(直通) URL: https://www.caa.go.jp/ 1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種•型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500170	令和7年2月20日	令和7年5月29日	石油ストーブ(開放式)	KCP-E2918WY	株式会社コロナ	火災 死亡1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	石油ストーブ(開放式)に関する事故(A202401218)と同一令和7年3月6日に消費事故等として公表表事業者が重大済事事故として認識したのは令和7年5月14日
A202500175	令和7年5月17日	令和7年5月30日	カセットこんろ	CB-MSG-1 (岩谷産業株式 会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)	火災	当該製品に装着したガスボンベが破裂する火 災が発生し、当該製品を焼損し、1名が火傷を 負った。当該製品の使用状況を含め、現在、 原因を調査中。	兵庫県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500169	令和7年5月4日	令和7年5月29日	タブレット端末		当該製品を充電中、当該製品から発煙し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	地太川旧	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年5月23 日
A202500171	令和7年5月12日	令和7年5月29日	USBケーブル	火災	当該製品を充電器に接続中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。		
A202500172	令和7年5月18日	令和7年5月29日	電子レンジ	火災	公共施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500173	令和7年5月16日	令和7年5月29日	サーキュレーター	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202500174	令和7年5月15日	令和7年5月29日	温水洗浄便座	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202500176	令和7年3月17日	令和7年5月30日	電気冷温風機(加湿 機能付)		当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	愛知県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和7年5月22 日

^{4.} 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし